

プロジェクト リース

項目 第 523 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 523 回企業会計基準委員会（2024 年 4 月 2 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

「合理的に確実」の閾値に関するコメントへの対応

（設例の修正案に同意する意見）

2. 借手のリース期間を判断する際の思考プロセスの理解に資する分かりやすい設例に修正されており、事務局の修正案に同意する。
3. [設例 8-2] 及び [設例 8-3] についても [設例 8-5-1] 及び [設例 8-5-2] と同様に、借手のリース期間の決定の説明を経済的インセンティブの要因に関連させて記載する方向に同意する。

（設例の修正案に関するその他の意見）

経済的インセンティブ以外の要因の例示

4. 事務局提案の設例では、借手のリース期間の決定に関する説明の(8)において、前提条件
5. 「事業計画において、当該店舗で X 事業を少なくとも 2 年間は継続する」ことが考慮されている点について、借手のリース期間は経営者の意図や見込みのみに基づく年数ではないとする本適用指針案 BC23 項の提案からは事業計画は考慮せず経済的インセンティブにのみにより評価することになるため、設例の記載の見直しが必要であると考え。また、借手のリース期間の決定において考慮しない要因として記載するのであれば、事業計画における年数を 2 年ではなく 10 年にすることなどが考えられる。
5. 経済的インセンティブ以外の要因として事業計画を示しているが、どのような背景で事業計画が設定されているかに応じて合理的に確実か否かの判断において重要である場合もあり得ると考える。このため、経済的インセンティブ以外の要因を例示するのであれば、他の要因とした方が良いと考える。

グラフにおける合理的に確実の閾値

6. 合理的に確実かどうかの閾値を図示することには同意するものの、合理的に確実かどうかの閾値は幅のあるものであると考えられるため、設例案のグラフのように合理的に確実の閾値を一直線で図示するのではなく、幅のあるものであることが伝わるように範囲で図示する方が良いと考える。その場合には、設例における説明を合理的に確実より高い又は低いかではなく、合理的に確実か否かに修文すべきと考える。

結論を明示する提案

7. 経済的インセンティブを生じさせる要因への当てはめの説明が追加されることで、より理解に資する設例になっていると考える一方で、結論が示されることで画一的な判断になることを懸念する。このため、設例以外の結論となる場合があり得る点を強調した方が良いと考える。
8. 企業のビジネスモデルによって想定し得るシナリオやシナリオに対する結論が異なる場合があると考えられるため、設例の記載を工夫すべきと考える。
9. 事務局提案は、合理的に確実となる閾値をグラフで図示する点も含め、経済的インセンティブを生じさせる要因に照らした上で結論を明示している点がより理解できる設例になっていると考える。ただし、設例以外の結論となり得る点については目次に記載されているため追加的な対応をしないと事務局の対応については、より注意を喚起するように設例自体に記載することも考えられる。

その他

10. (借手のリース期間を5年又は10年と決定するための判断材料として、[設例 8-5-1]と[設例 8-5-2]で異なる前提条件を複数設定すべきとの第146回リース会計専門委員会での聞かれた意見に対して)、事務局提案のように1つの前提条件が異なることで結論が変わることを示す方が理解に資すると考えられるため、複数の条件を追加しない方が良いと考える。

貸手のオペレーティング・リースに関する代替的な取扱い

11. 米国会計基準でも導入後に特に懸念が聞かれていないと認識しており、財務諸表作成者のコスト面でのメリットを踏まえて事務局提案に同意する。ただし、「リースを構成する部分がリースを含む契約の支配的な部分であるとき」との文案について、「支配的」との表現は企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」でも用いられており、これと閾値が異なるのであれば別の表現を用いる方が良いと考える。

質問 19 : サブリース取引に関する質問**(コメント 19-11)**

12. サブリース取引において中間的な貸手における貸手側のリースがファイナンス・リースに分類される場合に関して、総額取引に該当するケースは想定されづらいとする現状の事務局の対応案の記載について、サブリースで行っている取引が主たる事業に該当しないケースがほとんどないとも言い切れないため、総額での損益の計上も認める方向で検討を進める必要があると考える。

以 上